

中村隆之

古代ギリシャにおける政治とは、純粋に言葉のやりとりで集団のものごとを決めることである¹。それは、徒党を組み、権力・暴力・経済力によって人を縛り付ける集団のあり方、つまり力による支配から自由になることを意味する²。この「徒党=力の支配を乗り越えることで自由を獲得する」というアイディアは、おそらくルソーの『社会契約論』に活かされている。

本ワーキング・ペーパーは、ルソーの『社会契約論』を、徒党支配の禁止という観点を重視して読解する試みである。ルソーの研究史を踏まえたものでもなければ、ルソーの業績全体を視野に入れたものでもない。『社会契約論』のなかでも、その構想の根幹にかかわる3カ所—冒頭、第一篇第6章「社会契約について」、第二篇第3章「一般意志は過ちうるか」—だけを検討する。

本稿は、ルソーの政治思想を理解するための基礎を暫定的に形にしたものである。ご意見、ご批判をいただければ幸いである³。

¹ ギリシャの「政治」について、最も分かりやすい説明を引用しておこう。

「ポリス制度の第一の特徴は、他のすべての権力手段に対する言葉の徹底的優越である。…この言葉は、相対立した弁者間に戦われる論戦であり、討論、議論である。この言葉は公衆に向かって、公衆を審判官として語られる。対立する議論の間の優劣は、最終的には挙手によって表示される公衆の意思によって決められる。…

ポリスの第二の特徴は、社会生活上の最重要事項に対して与えられる、完全に公共的な性格である。… [公共的領域というのには二つの意味があり]、一方で、個人的問題に対立するものとしての市民共通の利害にかかわる分野を [画し]、他方では、秘密の方式に対する、白日の下におかれ万人が知ることのできる方法を意味する。…知識、価値、精神的技術それ自体もまた広場に持ち出され、批判と議論の対象とされる。…こうして議論、討論、論争は、政治競技のルールであると同時に、また知的競技のルールとなる。」(ヴェルナン ([1962] 1970))、訳 46-9 ページ)

² 政治(古代ギリシャ以来の本義の政治)が力=徒党の支配と対極にある概念であることを説いた著作として、木庭顕氏の古代ギリシャ研究がある。一般向けの著作として木庭(2018)があり、木庭氏のさらなる説明と文献は290-304ページを参照。

³ 中村隆之 E-mail: t51044@aoyamagakuin.jp

1. ルソーの構想：第一篇冒頭

ルソーは、『社会契約論』第一篇の冒頭で、社会契約を論ずる心構えについて、次のように述べている。

市民的秩序において、法の精神にかない、信頼できる統治のルールがあるのか。人間をあるがままの姿で捉え、最善の法律を定めたならば、そのような統治のルールを描くことはできるだろうか。これが、私が考察したい問題である。この研究にあたり、私は、権利においてしてもよいと認められることと、利害関心からしたいと思うことが結びつき、一体になるように努めよう。なぜそれに努めるかと言えば、正義であることと、利益になることが決して分離してしまわないようにするためである。⁴

Je veux chercher si dans l'ordre civil il peut y avoir quelque regle d'administration légitime et sûre, en prenant les hommes tels qu'ils sont, et les loix telles qu'elles peuvent être : Je tâcherai d'allier toujours dans cette recherche ce que le droit permet avec ce que l'intérêt prescrit, afin que la justice et l'utilité ne se trouvent point divisées. (CS 351)

I mean to inquire if, in the civil order, there can be any sure and legitimate rule of administration, men being taken as they are and law as they might be. In this inquiry I shall endeavour always to unite what right sanctions with what is prescribed by interest, in order that justice and utility may in no case be divided. (SC 3)

ここで確認しておくべき点は、二つある。

第一は、「人間をあるがままの姿で捉え」という部分である。ルソーは「市民的秩序」を問題にしているのだから、あるがままの姿というのは原始の自然人という意味ではなく、社会のなかで富・地位・名誉といった個人の利益を追い求める人間である。

第二は、「権利においてしてもよいと認められることと、利害関心からしたいと思うことが結びつき、一体になるように努め」というルソーの方針である。あくまで個人の利益を追い求める人間という前提を崩すことなく、利益になるからこそ社会契約を結ぶという議論の立て方をするという宣言である。ルソーの一般意志論は個人的自由を犠牲にしている

⁴ ルソーの日本語訳は中村による。フランス語原文と G.D.H.コールの英訳を併記する。フランス語原文のページ数を CS 以下で示し、英訳のページ数を SC 以下で示す。フランス語原文はできるだけ忠実に再現したが、est の s 上に付けられる記号など、当時独特のものは再現できていない。

とか、全体主義的であるとか批判されるけれども、彼自身はそうならないように、あくまで個人の利益から出発しようとしているのである。

続いて第一篇第 1 章「第一篇の主題」の有名な部分である。

人は自由なものとして生まれるが、至るところで鎖につながれている。自分は他の者たちの主人であると考えている人も、実はその他の者たち以上に奴隷である。自由なものとして生まれたのに、鎖につながれるようになったという変化がどのようにして生じたのか。私は知らない。では、この鎖につながれてしまった社会を法に適った社会に転じうるとすれば、それは何によってか。私はこの問いには答えられると思う。

L'HOMME est né libre, et par-tout il est dans les fers. Tel se croit le maître des autres, qui ne laisse pas d'être plus esclave qu'eux. Comment ce changement s'est-il fait? Je l'ignore. Qu'est-ce qui peut le rendre légitime? Je crois pouvoir résoudre cette question. (CS 351)

Man is born free; and everywhere he is in chain. One thinks himself the maser of others, and still remains a greater slave than they. How did this change come about? I do not know. What can make it legitimate? That question I think I can answer. (SC 3)

「人は自由なものとして生まれるが、至るところで鎖につながれている」という現状把握は、ルソー『人間不平等論』以来のものである。富・地位・名誉を追い求める不平等で窮屈な利益社会のことを、「鎖につながれている」と表現している。だからこそ、その富・地位・名誉の競争における勝者＝他の者たちの主人と思っている人も、実のところ利益社会のコードにもっとも忠実な奴隷と言えるのである。

注目すべきは、ルソーが利益社会のコードに雁字搦めになった現代を批判するのではなく（どうして鎖につながれるようになったかなど知らないという）、利益社会のコードのなかで法に適った社会を作る道筋を探っていることである。冒頭部分で確認したように、ルソーはありもしない理想ではなく、利益社会という現実を受け入れた上で何が可能かを探求しているのである。この前提を踏まえた上で、彼の社会契約の概念に入ろう。

2. 社会契約と全面譲渡：第一篇第 6 章「社会契約について」

ルソーは、第一篇の続きで、「力は権利を作りださない」ことを確認し、事実上の支配を肯定・合法化しようとする論理を退け、第 6 章において権利の源となる最初の合意＝社会

契約について論じる。社会契約は、次のような課題を解決することを目指している。

共同成員それぞれの人格と財産をすべての共同の力によって侵害から守り、法的に保護するような共同結合の形式を見つけること。それは同時に、それぞれの人がすべての人と結びつきつつ、自分自身にしか服従せず、以前と同程度に自由であること。

Trouver une forme d'association qui défende et protège de toute la force commune la personne et les biens de chaque associé, et par laquelle chacun s'unissant à tous n'obéisse pourtant qu'à lui-même et reste aussi libre qu'auparavant? (CS 360)

The problem is to find a form of association which will defend and protect with the whole common force the person and goods of each associate, and in which each, while uniting himself alone, and remain as free before. (SC 10)

社会契約は、この課題を、二段階で達成するとされている。第一に、自らと自らの権利を共同体全体に譲渡する。そして、第二に、社会契約が成立した後、譲渡した権利と同じものを各自が受け取るのである。

この二段階論でルソーが意図していることは、力に頼って秩序を形成する道を封じることである。弱い個々人が秩序を希求するとき、最初に頼りにするのは強者の保護下にはいることである。それはある意味自然な秩序形成であり、現実の歴史においてもあまた見られる縦の支配秩序である。ルソーは、この縦の支配秩序のなかには自分が自分の主人であるという意味での自由がないと見て、これとは違う秩序形成を考えている。そのため、だれも力を持たない状態を一度作る必要があるのである。全面譲渡が力の支配をいったん切断するという意味を持っていることは、その後の説明を読めば分かる。

さらに、この譲渡が留保なしに行われてこそ、結合は考え得る限り完全になる。どの共同成員も正当な権利として要求できるものを何も持っていない状態だからこそ、完全なのである。[結合を志している段階で、全面譲渡ではなく]ある人々が何らかの権利を持っていたと仮定しよう。その何らかの権利を持っている人々と公衆の間で判決を下せるような共通の上位の立場は何もないのだから、それぞれが自分自身の判断を下すことになる。そうなると何らかの権利を持っている人々は、間もなく全体に対して判断を下せる立場にあると主張し出すだろう。つまり、[力が支配する]自然状態が続くのであり、そのような状態で生まれる結合は、専制支配か内容のないものにならざるを得ないのである。

De plus, l'aliénation se faisant sans réserve, l'union est aussi parfaite qu'elle ne peut l'être et nul associé n'a plus rien à réclamer : Car s'il restoit quelques droits aux

particuliers, comme il n'y auroit aucun supérieur commun qui put prononcer entre eux et le public, chacun étant en quelque point son propre juge prétendrait bientôt l'être en tous, l'état de nature subsisteroit, et l'association devindroit nécessairement tyrannique ou vaine. (CS 361)

Moreover, the alienation being without reserve, the union is as perfect as it can be, and no associate has anything more to demand; for, if the individuals retained certain rights, as there would be no common superior to decide between them and the public, each, being on one point his own judge, would ask to be so on all; the state of nature would thus continue, and the association would necessarily become inoperative and tyrannical. (SC 11)

このように、ルソーは、力による秩序を完全に否定してこそ社会契約にたどり着く、という道筋を示した。そして、その社会契約の本質を、一般意志という概念で言い換える。

われわれ各人は、至高の一般意志が指し示してくれるものに従うことで、その人格とすべての力を共同の下に置く。われわれは、各成員を全体の不可分な一部として、その身体に受け入れるのである。

Chacun de nous met en commun sa personne et toute sa puissance sous la suprême direction de la volonté générale ; et nous recevons en corps chaque membre comme partie indivisible du tout. (CS 361)

“Each of us puts his person and all his power in common under the supreme direction of the general will, and, in our capacity, we receive each member as an indivisible part of the whole.” (SC 11)

この唐突に出された「一般意志」という概念が何を意味するのか。それが次節の課題となる。ここで押さえておくべき点は、社会契約を結ぶときに力による秩序を完全に否定する必要があったことである。これが、一般意志を浮かび上がらせる過程を説明する際に生きてくる。

3. 一般意志を引き出す：第二篇第3章「一般意志は過ちうるか」

ルソーは、一般意志という概念の内容を説明しないまま、第一篇第6章以降の叙述を進める。第7章には「一般意志への服従を拒むすべての者は、団体全体によって服従を強制される」といった言葉もあり、「ただこれは、各人が自由であるように強制されるに過ぎない」

と補ってはいるものの、一般意志には全体主義的な何かが潜んでいるのではないかと予感させてしまう。

第二篇第3章にきて、ルソーは、ようやく一般意志がいかなるものか、どのように現れるのかの説明を始める。最も重要な箇所なので、彼の説明を丁寧に辿ってみよう。

これまで述べてきたことから、一般意志はつねに正しく、つねに多くの人々の利益を目指しているということになる。しかしながら、人々が審議すればつねに等しく公正な結果になるというわけではない。人はつねに自分の幸福を望むものだが、それをよく理解しているわけではない。幸福を望むからと言ってそれで人民が腐敗してしまうわけでは決してないが、目指すべきものをよく理解していない人が人民を欺くことはしばしばある。そのときは人民が見かけ上、悪しきことを臨んでいるかのように見える。しかし、人民が本当に悪しきことを望んでいるのではない。

Il s'ensuit de ce qui précède que la volonté générale est toujours droite et tend toujours à l'utilité publique : mais il ne s'ensuit pas que les délibérations du peuple aient toujours la même rectitude. On veut toujours son bien, mais on ne le voit pas toujours : Jamais on ne corrompt le peuple, mais souvent on le trompe, et c'est alors seulement qu'il paroît vouloir ce qui est mal. (CS 371)

It follows from what has gone before that the general will is always right and tends to the public advantage; but it does not follow that the deliberations of the people are always never corrupted, but it is often deceived, and on such occasions only does it seem to will what is bad. (SC 18)

ルソーは、利益を追求する個人（冒頭の前提）から出発して社会契約に、つまり一般意志の発見にたどり着こうとしている。しかし、実際には人々が欺かれ、一般意志にたどり着けないかもしれない。おそらく、次の叙述から、人々が私的な利害に惑わされたとき、一般意志に辿り着けなくなるのだろう。個々の私的利害が共通の合意を邪魔するというのは、ある意味普通である。しかし、ルソーは、その私的利害が対立している状態から、一気に一般意志を抽出する。彼の言葉を聞いてみよう。

一般意志と全体意志は異なるものであることが多い。一般意志は共通の利害だけに気をつける。一方、全体意志は私的な利害に気が向いており、それは複数の個別の意志が集まったものに過ぎない。しかし、複数の個別意志が集まっただけのこの意志から、相殺するプラスとマイナスを取り除こう（注）。さすれば、違いの集まりの代わりに、一般意志が

残される。⁵

(注) アルジャンソン侯は、こう言った。「それぞれの利害関心は、別々の方針を持っている。二人の個別利害が一致するのは、第三者の利害が登場して、それに敵対的に向き合うことを通じてである。」彼は次のように付け加えることができただろう。「すべての利害が一致するのは、それぞれの利害に対して敵対的に向き合うことを通じてである」、と。利害に違うところがなければ、何が共通の利害であるかを人々が感じる事がほとんどない。共通の利害に至るまでの道にどんな障害物もなく、独りでに形成される。それはすなわち、政治というものが人為の芸であることを否定することだ。

Il y a souvent bien de la différence entre la volonté de tous et la volonté générale ; celle-ci ne regarde qu'à l'intérêt commun, l'autre regarde à l'intérêt privé, et n'est qu'une somme de volontés particulières : mais ôtez de ces mêmes volontés les plus et les moins qui s'entre-détruisent*, reste pour somme des différences la volonté générale. (CS 371)

* *Chaque intérêt*, dit le M. d'A. [=marquis d'Argenson], *a des principes différents. L'accord de deux intérêts particuliers se forme par opposition à celui d'un tiers.* Il eut pu ajouter que l'accord de tous les intérêts se forme par opposition à celui de chacun. S'il n'y avoit point d'intérêts différens, à peine sentiroit-on l'intérêt commun qui ne trouveroit jamais d'obstacle : tout iroit de lui-même, et la politique cesseroit d'être un art.

There is often a great deal of difference between the will of all and the general will; the latter consider only the common interest, while the former takes private interest into account, and is no more than a sum of particular wills: but take away from these same wills the plus and minuses that cancel on another, [1] and the general will remains as the sum of the differences. (SC 19)

[1] *“Every interest,”* says the Marquis d'Argenson, *“has different principles. The agreement of two particular interests is formed by opposition to a third.”* He might have added that the agreement of all interests is formed by opposition to that of each.

⁵ この部分の日本語訳は、既存の英訳や日本語訳と違う。“reste pour somme des différences la volonté générale”を英訳では“the general will remains as the sum of the differences”とし、日本語訳では「差の総和が残るが、これが一般意志である」（中山訳、65 ページ）としている。私は、原文の pour を「代わりに」と訳した。

If there were no different interests, the common interest would be barely felt, as it would encounter no obstacle; all would go on of its own accord, and politics would cease to be an art.

「複数の個別意志が集まっただけのこの意志から、相殺するプラスとマイナスを取り除こう。さすれば、違いの集まりの代わりに、一般意志が残される」という叙述は、それだけでは理解できない。理解されないと思ってだろうか、ルソーはそこに注を付けている。

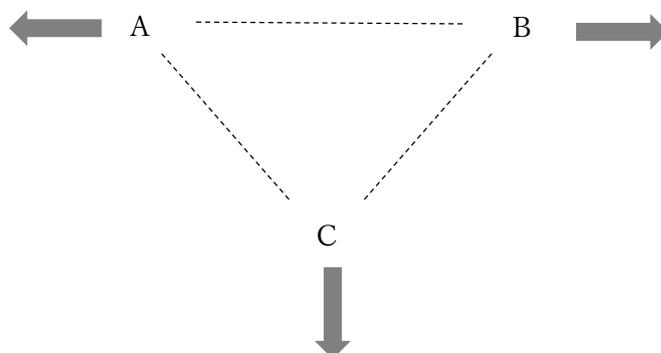
ルソーは、アルジャンソン侯の言葉を引いている。「それぞれの利害関心は、別々の方針を持っている。二人の個別利害が一致するのは、第三者の利害が登場して、それに敵対的に向き合うことを通じてである」、と。図で表わしてみよう。

利害が対立する A と B



A と B しかないならば、利害関心は別々の方向を向いており、両者は対立するしかない。

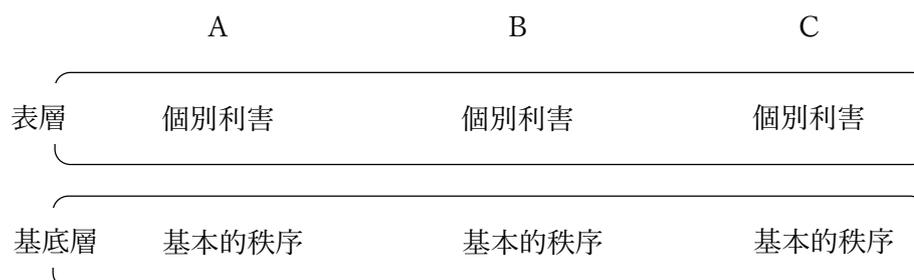
第三者の登場



そこに第三者 C が現れると、A・B 関係に変化が生じる。C の利害は A・B の利害にとも反するため、A・B の共通の敵として認知されるかもしれない。その場合、対立していた A・B が、対立を収め、C に敵対するために協調するかもしれない。だが、これはまさに徒党を組むことであり、ルソーの構想する社会的結合とは対極にある。

ここで、全面譲渡の議論を思い出そう。全面譲渡は、力の支配を禁止するための前提であった。それは、言い換えれば、徒党を組むことを禁じることである。利害の対立する第三者が現れたとき、普通の反応は徒党を組んで対抗することである。だが、徒党を組んではいけないという条件のもとで第三者と対立するとどうなるか？ 徒党を組めない以上、対立は平行線であり、協調関係は結べそうにない。だが、それでは基本的な秩序が形成できない。そこで人々は気づく。好き勝手に別々の利害を主張できるのは、基本的な秩序が保たれていてこそである。基本的な秩序がなければ、個別の利害もあり得ないではないか、と。

欲求の階層



かくして、個別利害では対立している人々が、基本的秩序を形成するという一点において共同関係＝社会契約に入ることができる。ここで再度強調しておきたいことは、基本的秩序にあたるもの（生存保障と財産保障）を、強力な徒党に加わることで手に入れることができないからこそ、この社会契約に至るという点である。

アルジャンソン侯が付け加えられたであろうとルソーが述べている一節、「すべての利害が一致するのは、それぞれの利害に対して敵対的に向き合うことを通じてである」は、この徒党への道が封じられた世界を念頭に置いていると推測される。それぞれに向き合うということは、徒党で対抗しないということである⁶。

⁶ この理解に近いものとして、佐藤 (2012)がある。特に、全面譲渡論は、徒党を組ませないための前提という解釈、さらにアルジャンソン侯の引用部分を徒党を組むことと読んでいる点に、共感する。

そもそもそれぞれの利害が逆方向を向いているからこそ、基底層まで降りていく話になるのであり、元から同じ方向を向いていれば何の苦労もなく合意に達する。基底層まで降りていく必要性を感じることもない。それは政治とは言えない。それぞれの利害が対立する状況で、かつ徒党禁止という一工夫を施すことで、基底層へと降りていく＝一般意志が現れる。この一工夫があるからこそ、政治は人為の芸（art）と言えるのである。

このようにアルジャンソン侯の引用で始まる注を読み解けば、最後の部分、「複数の個別意志が集まっただけのこの意志から、相殺するプラスとマイナスを取り除こう。さすれば、違いの集まりの代わりに、一般意志が残される」という叙述の意味も理解できる。表層の個別利害が逆方向を向いて反発し合っているのが、「相殺するプラスとマイナス」である。こうして好き勝手に反発しているけど、基本的秩序がなければそもそもお話にならないよね、と気づいたところでこの相殺するプラスとマイナスが取り払われる。そして残るのが基本的秩序への指向、つまり一般意志である。

議論の根底に徒党支配の禁止があることを踏まえれば、次の一般意志を浮かび上がらせる議論もこれまでと連続的に素直に理解できる。

人々が十分な情報の下で審議するとき、本当の自分の意見ではなく、他者の意見を採り入れてそこに寄せてしまうような迎合や根回しがもし仮に無かったとしたら、小さな違いがたくさんあるなかで、結果として必ず一般意志が現れるだろう。そういう審議は、必ずよいものである。しかし、人々が徒党を組み、大きな政治体を犠牲にする部分結社がうまれるならば、その部分結社のそれぞれの意志はその仲間内だけの一般意志となる。それは、国家という大きな政治体にとっては個別意志に過ぎないものだから、そうした個別意志に寄せてしまう力が働くほど、本当の一般意志から逸れていくことになる。これは、[意見を述べ、違うということに気づかせてくれる]有権者の数が、人の数ではなく、部分結社の数に減ってしまったと言うこともできる。人々の意見の違いが小さくなる方向に逸れていけば、それだけ一般意志から遠ざかる結果しか出てこなくなる。一つの部分結社が残るより優位に立てるほど大きくなれば、小さな違いが集まってそこから一般意志を引き出すとは全く言えなくなり、ただ一つの違い[＝巨大部分結社とそれに圧倒される者の違い]しかない。そこから出てくるのは[一般意志などではなく、巨大部分結社に迎合する人々に寄せられた]一つの個別意志である。

Si, quand le peuple suffisamment informé délibère, les Citoyens n'avoient aucune communication entre eux, du grand nombre de petit différences résulteroit toujours la volonté générale, et la délibération seroit toujours bonne. Mais quand il se fait des brigues, des associations partielles aux dépends de la grande, la volonté de chacune de ces associations devient générale par rapport à ses membres, et particuliere par raport

à l'Etat; on peut dire alors qu'il n'y a plus autant de votans que d'hommes, mais seulement autant que d'associations. Les différences deviennent moins nombreuses et donnent un résultat moins général. Enfin quand une de ces associations est si grande qu'elle l'emporte sur toutes les autres, vous n'avez plus pour résultat une somme de petites différences, mais une différence unique; alors il n'y a plus de volonté générale, et l'avis qui l'emporte n'est qu'un avis particulier. (CS 371-372)

If, when the people, being furnished with adequate information, held its deliberations, the citizens had no communication on with another, the grand total of the small differences would always give the general will, and the decision would always be good. But when factions arise, and partial associations are formed at the expense of the great association, the will of each of these associations become general in relation to its members, while it remains particular in relation to the State' it may then be said that there are no longer as many votes as there are men, but only as many as there are associations. The differences become less numerous and give a less general result. Lastly, when one of these associations is so great as to prevail over all the rest, the result is no longer a sum of small differences, but a single difference; in this case there is no longer a general will, and the opinion which prevails is purely particular. (SC 19)

迎合や根回しがないということは、徒党を組むことができないということであり、その状態で人々が差異ある存在として対峙すれば、基本的秩序（生存保障と財産保障）を共同で作ります。自分の利益にとっても大事だと気づくことになる。これが一般意志の現れである。しかし、迎合や根回しが起こってしまえば、一般意志は現れない。引用文後半で徒党を組み始めたらどうなるかが説明されている。この部分が、既に説明した第一篇第 6 章の全面譲渡論と同じことを言っていることはもはや明確であろう。

かくして社会契約＝一般意志の現れのために徒党禁止が最重要要件であることが、次のように確認される。

従って、一般意志が正しく現れ出るためには、国家の内部に部分結社がなく、それぞれの市民が、自分自身に従って意見を表明するということが肝要である(注)。

(注) マキャベリは、次のように言った。「ある種の分裂が共和国に害をなし、またある種の分裂がむしろ有益だということは真実である。つまり、党派とその徒党とを伴う分裂は有害だが、党派もなく徒党もないままで維持される分裂は有益なのである。したがって、共和国の建設者たるものは、その中に敵意が生じないように配慮することは到底無理だから、せめてそこに党派が存在しないように配慮すべきなのだ。」(『フィレンツェ史』第

7 章)

Il importe donc pour avoir bien l'énoncé de la volonté générale qu'il n'y ait pas de société partielle dans l'Etat et que chaque Citoyen n'opine que d'après lui*. (CS 372)

* *Vera cosa é, dit Machiavel, che alcune (a) divisioni nuocono alle Republiche, e alcune giovano : quelle nuocono che sono dalle sette e da partigiani accompagnate : quelle giovano che senza sette, senza partigiani si mantengono. Non potendo adunque provvedere un fondatore d'una Republica che non siano nimicizie in quella, hà da provveder almeno che non vi siano sette.* Hist. Florent. L.VII.

It is therefore essential , if the general will is to be able to express itself, that there should be no partial society within the State, and that each citizen should think only his own thoughts; [2]... (SC 19)

[2] *"In fact," say Machiavelli, "there are some divisions that are harmful to a Republic and some that are advantageous. Those which stir up sects and parties are harmful; those attended by neither are advantageous. Since, then, the founder of a Republic cannot help enmities arising, he ought at least to prevent them from growing into sects"* (*History of Florence, Bool vii*). Rousseau quotes the Italian.

もはや追加の説明は不要であろう。古代ギリシャの政治が力=徒党の支配からの解放であり、マキャベリがその概念を継承し⁷、ルソーもまたその忠実な継承者であるということが分かるだろう。

もし、ルソーの『社会契約論』のなかに何かを強制するような、全体主義的な何かを感じ取れるとすれば、徒党を組む自由だけは断固として奪うという彼の基本方針がそうさせているのである。

⁷ マキャベリは、統治の根幹に法を信じ、法を尊重する人民を置いた。つまり、彼は力こそ正義という考え方の対極に位置する。だから、どんなに現実において人民が腐敗し、徒党の力によって支配されてしまっても、そしてその害悪が目の前に迫っても、決して力に力に対抗してはいけない、と述べたのである（『ディスコルシ』第1章33「国家の内部あるいは外部から難事が起こった場合、真正面からあたるより時を稼ぐほうがはるかに安全である」）。ルソーのマキャベリ評は、通俗的なマキャベリ理解を超え、上で述べたマキャベリの本質部分（反徒党の考え）を捉えている。

終わりに

ルソーの『社会契約論』以外の著作を見ると、他者との純粋な交わりを理想とし、言葉や貨幣を介した交わりに否定的である。そうした彼の人間観からすると、利益社会を前提とする『社会契約論』は彼の著作のなかで異質である。だから、ルソーは利益を追求する個人から出発すると言っているけれど、本当はそうではないのではないか。個人が全体と一体化する何かが入り込んでいるのではないか、そういったものが無い限り、一般意志という概念が成り立たないのではないか、といった読みが多く行われることになった。

しかし、本論における私の読みが正しいならば、ルソーは利益を追求する個人という前提を崩してはいない。その前提のなかで一般意志を導き出そうとしている。そのなかでカギとなるのは徒党禁止である。言い換えるなら、純粋に言葉で決着をつけるというギリシャの政治を取り戻すということである。

これは、選挙民主主義のなかに生きる現代の人々には理解しがたいことかもしれない。選挙で多数を握って権力を行使するのが「政治」であり、そこに利害で集まった政党という名の徒党があることを当然のことと誤ってしまっているからである。しかし、本来、政党は、議論を高度化するための組織である。その本来の姿が忘れられ、個別利害の徒党集団と化しているだけである。そんな今だからこそ、本来の政治と何か、徒党支配から自由になるとはどういうことか、を考え直す必要がある。そのために、ルソー『社会契約論』を徒党禁止の観点から読み直すことは、大きな意義があるだろう。

参考文献

【ルソー原著】

Rousseau, Jean-Jacque (1964), *Du contrat social ; Écrits politiques, Œuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*; édition publiée sous la direction de Bernard Gagnebin et Marcel Raymond, tome 3.

【ルソー翻訳】

Rousseau, Jean-Jacque (2020), *The Social Contract*, trans. by G.D.H. Cole, Independently publishing.

ルソー (2008) 『社会契約論／ジュネーブ草稿』(中山元訳)、光文社古典新訳文庫。

【その他】

ヴェルナン, J.P. ([1962]1970) 『ギリシャ思想の起源』吉田敦彦訳、みすず書房。(原書 *Les Origines de la pensée grecque*, Presses Universitaires de France)

木庭顕 (2018) 『誰のために法はあるのか』朝日出版。

佐藤真之 (2012) 「発話行為としての社会契約：ルソー『社会契約論』の「全面譲渡」をめぐって」『エティカ』(慶應義塾大学倫理学研究会)第 5 号、1-21 ページ。
マキャベリ, ニッコロ (2011) 『ディスコルシ：「ローマ史」論』(永井三明訳)、ちくま学芸文庫。